



平成 27 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 東芝プラントシステム株式会社
代表者名 取締役社長 松川 良
(コード番号 1983 東証第 1 部)
問合せ先 業務部長 田邊 賢吾
(TEL 045-500-7012)

有価証券報告書の提出期限に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 に規定する有価証券報告書の提出期限に係る承認申請書の提出を行いましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第 1 0 9 期有価証券報告書（自平成 26 年 4 月 1 日至平成 27 年 3 月 31 日）
2. 延長前の提出期限
平成 27 年 6 月 30 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 27 年 7 月 31 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、法定の提出期限である平成 27 年 6 月 30 日までに第 1 0 9 期有価証券報告書をご提出すべく手続きを進めてまいりましたが、当社の親会社である株式会社東芝(以下、「東芝」といいます。)が平成 27 年 5 月 15 日付で第三者委員会（以下、「当該委員会」といいます。）を設置し、当該委員会に対して、東芝及び東芝グループにおける①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、及び④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の適正性に関する調査、発生原因の究明及び再発防止策の提言を委嘱し、現在、調査が継続されております。なお、当社において、現時点、当社の過年度財務諸表及び連結財務諸表の訂正が必要となるような事象は認識しておりません。

このような状況の下、独立監査人からは、当社が一部の案件において会計処理として「工事進行基準」を適用しており、当該委員会の今後の調査結果によっては、独立監査人が当社の工事進行基準案件に係る追加の監査を実施する可能性があるため、当該委員会の調査状況の進捗等を確認し、当社の工事進行基準案件に係る会計処理が適法・適正に行われていることを判断することができるまでは、独立監査人としてのリスクがあるため第 1 0 9 期決算に係る監査を継続するとの説明を受けております。

当社としましては、独立監査人の監査が終了するまで第109期有価証券報告書を提出することができない状況にありますが、かかる独立監査人による当社工事進行基準案件に係る会計処理の適正性の判断は、当該委員会が日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠し設置され、調査報告書の事前非公開の方針に則り運営されている実情を鑑みますと、平成27年7月中旬を目途として提出される当該委員会による調査報告の内容を確認した時点になされることを見込まれ、この判断の後に、第109期有価証券報告書の監査が1週間程度行われることとなります。なお、当該委員会の調査結果又は独立監査人による監査により過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正が必要となるような事象が生じた場合には、速やかに訂正作業を実施いたします。

以上の事情から当社は、第109期有価証券報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

以 上